

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

1 概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正及びこれに伴う移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（以下「省令」といいます。）の一部改正により、新たに「旅客特定車両停留施設」のバリアフリー基準が規定されます。

旅客特定車両停留施設…

交通混雑の緩和を目的とした、バス等の事業者専用の停留施設。令和2年5月の道路法改正により、道路附属物として新たに位置付けられたもの。

これに伴い、新たな国基準と整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に定めるバスターミナル等の整備基準を改正します。

○バスターミナル・バス停留所に関する整備基準比較

	バスターミナル	道路敷地内にある バスターミナルに 類する施設	バス停留所
国 【敷地別の基準】	交通	新設	道路
横浜市 【用途別の基準】	交通		

2 改正内容

(1) 整備基準の対象となる区分として明記

横浜市の整備基準としては、既に対象として含まれていますが、法令上の位置づけが明確化されたため、表記をそろえます。

(2) 旅客特定車両停留施設に係る整備基準の一部強化

今回新たに規定される国の整備基準の中には、従前の横浜市の整備基準より一部上回るものがあります。国基準は「旅客特定車両停留施設」についてのみ適用されることから、横浜市としても同様の適用範囲とした上で整備基準を強化し、省令で求める基準と同等とします。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月～3月 改正省令の公布

令和3年4月1日 改正省令、改正施行規則 施行